長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載事業者

募集要項

令和８年 10 月

長岡市 福祉保健部 健康増進課

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載事業者募集要項

長岡市（以下「市」という。）が印刷する令和９年度健康診査受診券等送付用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載する事業者を募集するため、掲載を希望する事業者は下記事項を確認の上、応募してください。

１　広告媒体の概要

⑴　名　　称　令和９年度健康診査受診券等送付用封筒
⑵　規　　格　長形３号封筒
⑶　送 付 数　約150,000通
⑷　送付対象者
　次に掲げる長岡市に住民登録のある者
　①　健康診査対象者
　・20歳から39歳までの長岡市国民健康保険加入者、生活保護受給者及び社会保険加入者の被扶養者
　・40歳から60歳までの長岡市国民健康保険加入者及び社会保険加入者の被扶養者
　・61歳以上の者
　②　歯周病検診対象者・後期高齢者歯科検診対象者
　・20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者
　・新潟県後期高齢者医療保険に加入している75歳及び80歳の者
　③　胃がんリスク検診受診対象者
　・30歳、35歳及び40歳の者（ただし、過去に胃がんリスク検診を受診した者を除く。）
　④　健康診査等結果発送者
　・長岡市が行う集団健診を受診した者（ただし、40歳以上の社会保険加入者及びその被扶養者を除く。）

２　広告の規格等

⑴　規　　格　１枠：縦30㎜×横70㎜
　　（印刷の都合により若干の変更が生じる場合があります。）
⑵　掲 載 箇 所　長形３号封筒裏面
⑶　刷　り　色　１色刷り（色の指定は不可）
⑷　掲 載 期 間　令和９年４月から令和10年３月まで
⑸　広告掲載料　１枠あたり50,000円
⑹　募 集 枠 数　６枠

３　事業者の要件

広告を掲載することができる事業者は、次の全てを満たす事業者とします。
⑴　市税を滞納していない事業者
⑵　市内に事業所を有する事業者又は令和８年度中に長岡市福祉保健部健康増進課の事

業を受託し、市民を対象とした保健事業を行っている事業者

⑶　次のいずれにも該当しない事業者

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

②　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

③　暴力団員であると認められる者

④　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

⑥　法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑦において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

⑦　法人であって、その役員が③から⑤までのいずれかに該当する者であるもの

４　広告の範囲

掲載することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

⑴　封筒の公共性、公益性又は品性を損なうおそれのある広告

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第２条に規定する営業の広告

⑶　政治活動又は宗教活動に関する広告

⑷　特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告

⑸　青少年の健全育成に支障があると認められる広告

⑹　その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある広告

⑺　消費者保護の観点からふさわしくない広告

⑻　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療広告等ガイドラインその他関係法令に抵触するおそれがある広告

⑼　前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市が判断した広告

５　広告掲載の申込み

⑴　広告を掲載しようとする事業者（以下「掲載希望者」とする。）は、長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告の原稿及びその他関係書類を添えて提出してください。

①　提出期限　令和８年11月24日（火曜日）午後５時

②　提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は必着）

③　提 出 先　〒940-0084 新潟県長岡市幸町２丁目１番１号
長岡市 福祉保健部 健康増進課

⑵　必要に応じて、掲載希望者にその他必要な資料の提出を求めることがあります。

６　広告掲載の決定等

⑴　申込書の提出があったときは、要項の各規定に基づき審査し、広告の掲載の可否を決定します。

⑵　広告の掲載が適当と決定した件数が募集枠数を超えたときは、市内に事業所を有する事業者を優先して決定します。なお、それによっても募集枠数を超えたときは、抽選により決定します。

⑶　掲載する広告の決定に当たり協議が必要なときは、福祉保健部長、健康増進課長及び国保年金課長が協議の上、決定します。ただし、次のいずれかに該当する申込みについては、協議に付さないものとします。

①　掲載希望者が３に規定する要件に該当しないと認められるとき。

②　広告の内容が４に規定する要件に明らかに該当すると認められるとき。

⑷　広告の掲載の可否を決定したときは、長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載決定通知書（様式第２号）又は長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告不掲載決定通知書（様式第３号）により、掲載希望者に通知します。

⑸　掲載する広告の位置は、市が指定します。

７　広告掲載料の納入

広告掲載の決定を受けた事業者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を別途指定する期日までに前納してください。ただし、市が特別の理由があると認めたときは、市と広告主で協議し、納入期日を決定します。

８　広告の作成及び提出

⑴　広告主は、掲載する広告の電子データを別途指定する期日までに提出してください。

⑵　広告は、広告主の責任及び負担で作成してください。

９　掲載決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことがあります。

⑴　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

⑵　指定する期日までに広告の電子データの提出がないとき。

⑶　申込書及び関係書類、掲載しようとする広告の内容に虚偽の記載があった場合や、申込みに際して不正行為があったことが判明したとき。

※　⑵及び⑶の場合は、広告掲載料を返還しません。

10　広告掲載の取下げ

⑴　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げる場合は、長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載取下げ申出書（様式第４号）を提出してください。

⑵　広告の掲載を取り下げた場合、既納の広告掲載料は返還しません。ただし、広告主

の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったとき又は正当な事由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を還付する場合があります。

11　損害賠償

広告主が、広告の内容又は表示により市に損害を与えた場合には、市長が定める額を損害賠償として市に支払うものとします。

12　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、長岡市財務規則その他関係条例及び規則に則り取り扱います。

13　問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、次のとおりとします。

長岡市福祉保健部健康増進課

〒940-0084　新潟県長岡市幸町２丁目１番１号

電話：0258-32-5000

E-mail:kenkou@city.nagaoka.lg.jp

■　募集から掲載までの流れ（予定）

内容	日程
広告募集期間	令和８年10月28日～令和８年11月24日
申込内容の審査、掲載希望者への決定通知	令和８年12月上旬
広告掲載料の納入	令和８年12月中旬
市へ広告原稿（電子データ）を送付	令和９年１月上旬
封筒校正確認	令和９年２月中旬～３月中旬
封筒納品、広告主へ完成品提示 送付対象者へ発送開始	令和９年３月下旬 令和９年４月下旬から

様式第１号

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

長　岡　市　長　　様

申込者　住所(所在地)
商号又は名称
代表者職・氏名
【担当者連絡先】
担当者氏名
電　話
Ｅ-mail

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載事業者募集要項の規定に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

１　掲載希望枠数　　枠

２　広告掲載料　　円

３　添付書類
⑴　広告の原稿
⑵　誓約書
⑶　納税証明書（市税の未納がない証明）※
※長岡市への納税義務があり、下記の納税状況調査に同意する場合は、納税証明書の提出は不要です。
（同意する場合は□にチェックしてください。）
□　長岡市が、市税の納税状況を調査することに同意します。

４　広告掲載料の支払い
広告の掲載が決定されたときは、遅滞無く広告掲載料をお支払いします。

５　その他
広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性の持てるものとして作成します。

別紙１

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

長　岡　市　長　　様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者職・氏名

電話番号

私（弊社）は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。
また、長岡市が必要と判断した場合に、警察へ照会を行うことに同意いたします。
なお、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、参加資格の取消しなど、長岡市等の行う一切の措置について異議を申し出ません。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
２　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
３　暴力団員と認められる者
４　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
５　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
６　法人にあっては、その役員(その支店又は営業所を代表する使用人を含む。７において同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
７　法人にあっては、その役員のうちに３から５までのいずれかに該当する者があるもの

様式第２号

令和　　年　　月　　日

様

長岡市長　　磯　田　　達　伸

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申し込みいただいた広告掲載について、下記のとおり掲載することと決定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

１　掲載期間

令和　　年　　月から令和　　年　　月まで

２　掲載する広告の電子データ提出期限

令和　　年　　月　　日までに健康増進課に提出してください。

提出先（健康増進課Ｅ-mail）：kenkou@city.nagaoka.lg.jp

３　広告掲載料　　金　　円

４　広告掲載料の納入

令和　　年　　月　　日までに、同封の納入通知書により、お支払いください。

５　その他

（担当：　　電話　　）

様式第３号

令和　　年　　月　　日

様

長岡市長　　磯　田　　達　伸

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告不掲載決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申し込みいただいた広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定しましたので、お知らせします。

記

１　不掲載理由

２　その他

（担当：　　電話　　）

様式第４号

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載取下げ申出書

令和　　年　　月　　日

長　岡　市　長　　様

申込者　住所(所在地)
商号又は名称
代表者職・氏名
【担当者連絡先】
担当者氏名
電　話
Ｅ-mail

長岡市健康診査受診券等送付用封筒広告掲載事業者募集要項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載を取り下げたいので届け出ます。

記

１　取下げの理由

２　その他